



環境省

2050年に向けたカーボンニュートラル政策における ZEBの役割について

2024年11月

地球環境局 地球温暖化対策課

地球温暖化対策事業室
住宅・建築物脱炭素化事業推進室



■ 気候変動問題への対応は、科学的知見に基づく人類共通の課題。

※ 【IPCC（気候変動に関する政府間パネル）報告書】

- ・ 現時点ですでに約1度温暖化。1.5度を大きく超えないためには、2050年前後のCO2排出量が正味ゼロとなることが必要（2018年10月特別報告書）。
- ・ 人間の影響が大気・海洋・陸域を温暖化させてきたことは、**疑う余地がない**。

■ 2015年のパリ協定を基に、世界共通の長期気温目標の達成に向けて取組を加速。

温暖化に伴う極端現象の変化 (AR6 WG1より作成)

極端現象の種類※1、2	現在 (+1℃)	+1.5℃	+2.0℃	+4.0℃
 極端な高温 (10年に1回の現象)	2.8倍	4.1倍	5.6倍	9.4倍
 極端な高温 (50年に1回の現象)	4.8倍	8.6倍	13.9倍	39.2倍
 大雨 (10年に1回の現象)	1.3倍	1.5倍	1.7倍	2.7倍
 干ばつ※3 (10年に1回の現象)	1.7倍	2.0倍	2.4倍	4.1倍

IPCC 第6次評価報告書 第1作業部会報告書を元に作成（1850～1900年における頻度を基準とした増加を評価）

- ※1 温暖化の進行に伴う極端現象の頻度と強度の増加についての可能性又は確信度：極端な高温は「可能性が非常に高い（90-100%）」 大雨、干ばつは5段階中2番目に高い「確信度が高い」
- ※2 極端現象の分析対象の地域：極端な高温と大雨は「世界全体の陸域」を対象とし、干ばつは「乾燥地域のみ」を対象としている。
- ※3 ここでは農業と生態系に悪影響を及ぼす干ばつを指す。

2015年12月 パリ協定採択（COP21）

- ・ **すべての国が参加する公平な合意**
- ・ 世界の平均気温の上昇を、産業革命以前に比べ2℃より十分低く保ちつつ（2℃目標）、1.5℃に抑える努力を追求（1.5℃努力目標）

2021年11月 COP26

- ・ パリ協定のルールが完成 → **「実施の時代へ」**
- ・ 1.5度目標の再確認

2023年11月 COP28

- ・ 初めての「グローバルストックテイク」を完了（5年ごとに世界全体での気候変動対策の進捗状況を確認する仕組み）

日本における気候変動の影響

- 令和2年（2020年）12月、気候変動適応法に基づく初めての「**気候変動影響評価報告書**」を公表。
- 気候変動による影響がより重大で、緊急の対策が必要であることが示された。

【農林水産業】

- ・ コメの収量・品質低下（一等米比率の低下等）
- ・ 回遊性魚類の分布域が変化（スルメイカ、サンマの漁場縮小等）

【水環境・水資源、自然災害・沿岸域】

- ・ 大雨の発生頻度の上昇、広域化により、土砂災害の発生頻度増加。

【自然生態系】

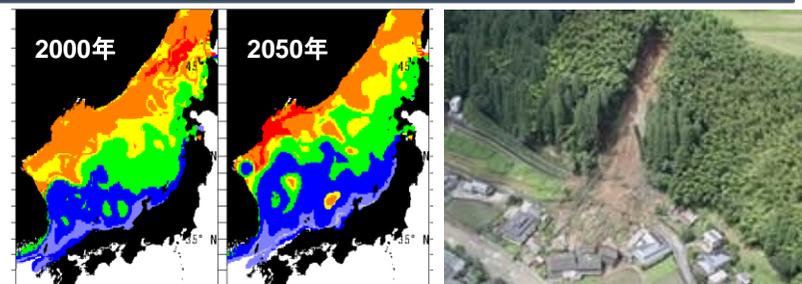
- ・ 夏期の高水温による珊瑚の大規模な白化

【健康】

- ・ 熱中症による搬送者数、死亡者数が全国的に増加（2018年に1500名死亡）
- ・ ヒトスジシマカ（デング熱を媒介）等の感染症媒介生物の生息域が拡大。

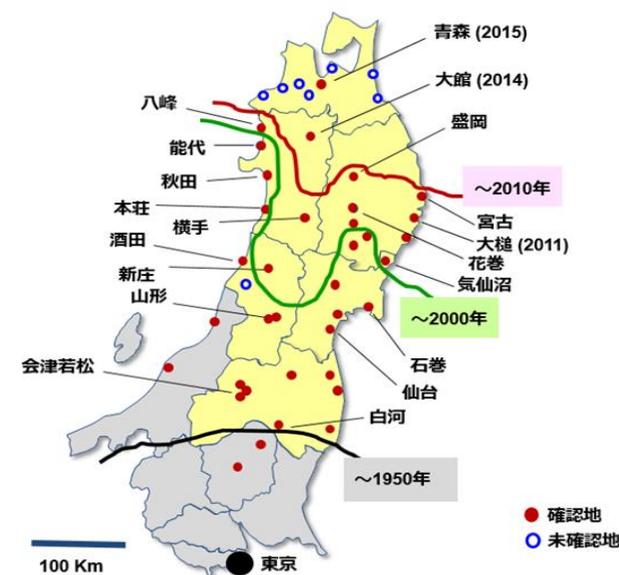
【産業・経済活動、国民生活・都市生活】

- ・ 災害保険金の支払増加による保険会社の経営への影響、農作物の品質悪化等による食料品製造業への悪影響、スキー場での積雪不足等によるレジャー産業への悪影響
- ・ 気候変動による紛争リスク等、安全保障への影響



少ない ← → 多い
日本海におけるスルメイカの分布予測（7月）

令和2年7月豪雨による土砂災害
（写真：国土交通省HP）



デング熱等を媒介するヒトスジシマカの生息域北限の推移

2050年カーボンニュートラル宣言・2030年度目標の表明



- 2020年10月26日、第203回臨時国会において、菅元総理より「**2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す**」ことが宣言された。

【第203回国会における菅元内閣総理大臣所信表明演説】（2020年10月26日）〈抜粋〉

成長戦略の柱に**経済と環境の好循環**を掲げて、**グリーン社会の実現**に最大限注力して参ります。我が国は、**2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします**。もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではありません。積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要です。

- 2021年4月22日、地球温暖化対策推進本部及び米国主催気候サミットにおいて、菅元総理は、**2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けること**等を発言。

【米国主催気候サミットにおける菅元内閣総理大臣によるスピーチ】（2021年4月22日）〈抜粋〉

地球規模の課題の解決に、我が国としても大きく踏み出します。**2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、我が国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けてまいります。**

長期目標

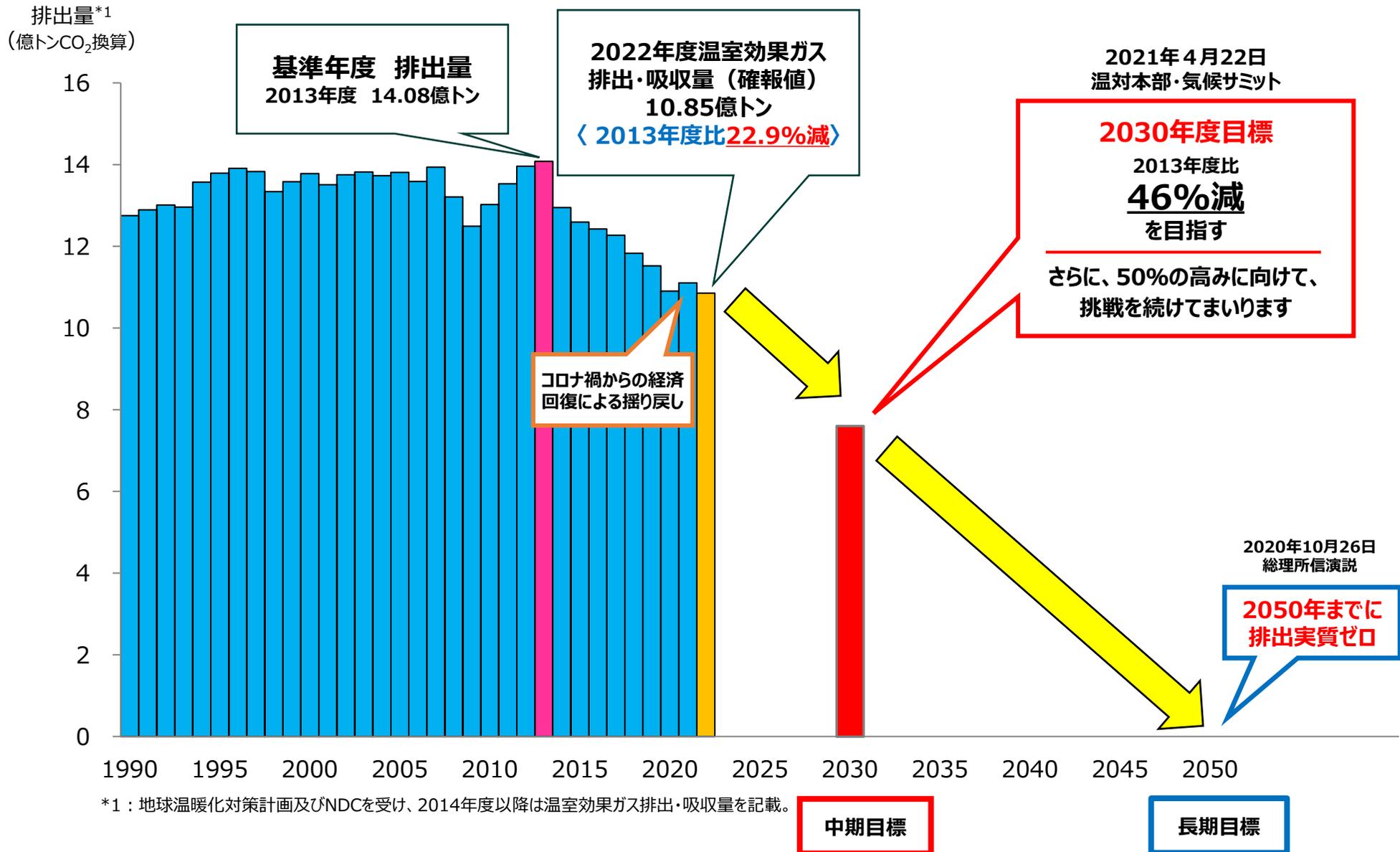
**2050年
温室効果ガス
排出実質ゼロ**

中期目標

**2030年度
温室効果ガス
排出46%削減
(2013年度比)**

**さらに、50%の
高みに向けて
挑戦を続ける**

我が国の温室効果ガス削減の中期目標と長期目標の推移

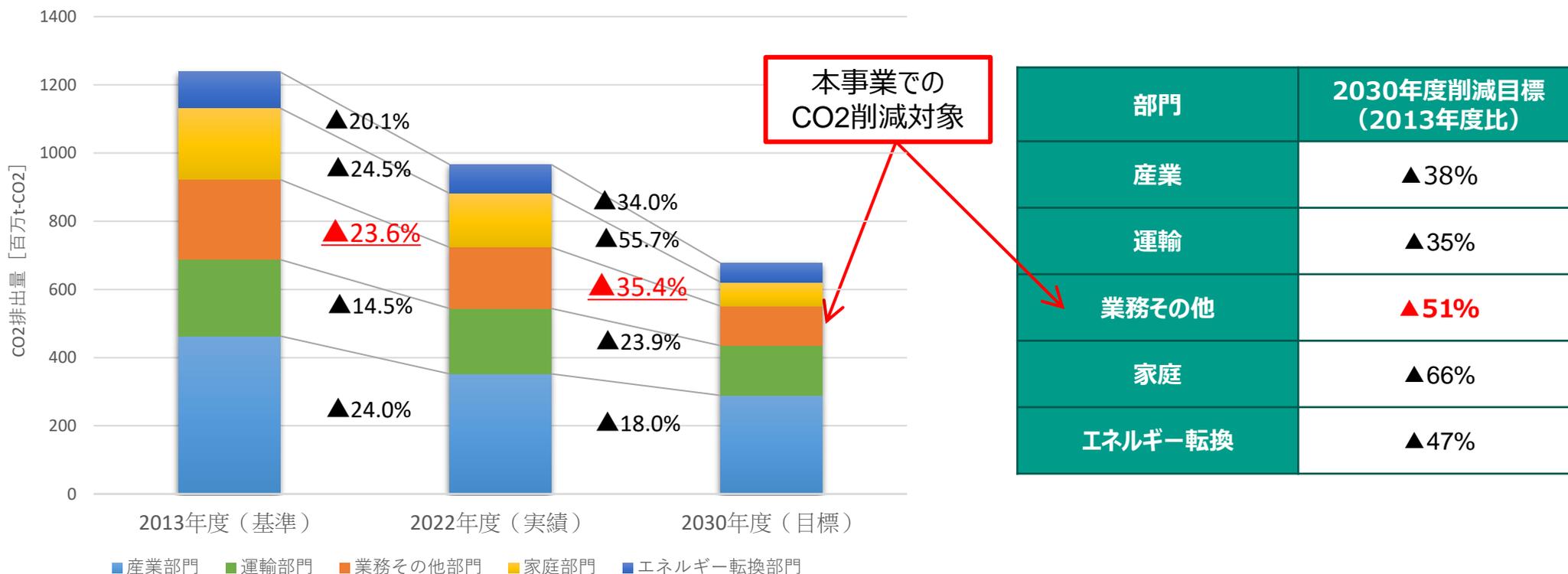


〈出典〉「2021年度の温室効果ガス排出・吸収量（確報値）」及び「地球温暖化対策計画」から作成

業務その他部門の温室効果ガス削減目標

- 我が国の温室効果ガスは、2030年度までに2013年度比で**46%の削減が必要**。そのうち、**業務その他部門については、2030年度までに2013年度比で51%削減が必要**。
- 業務その他部門の目標達成には、**建築物の脱炭素化が不可欠**だが、2022年度の排出量は2013年度比で**23.6%削減**にとどまっており（下図参照）、取組の加速化が必要。

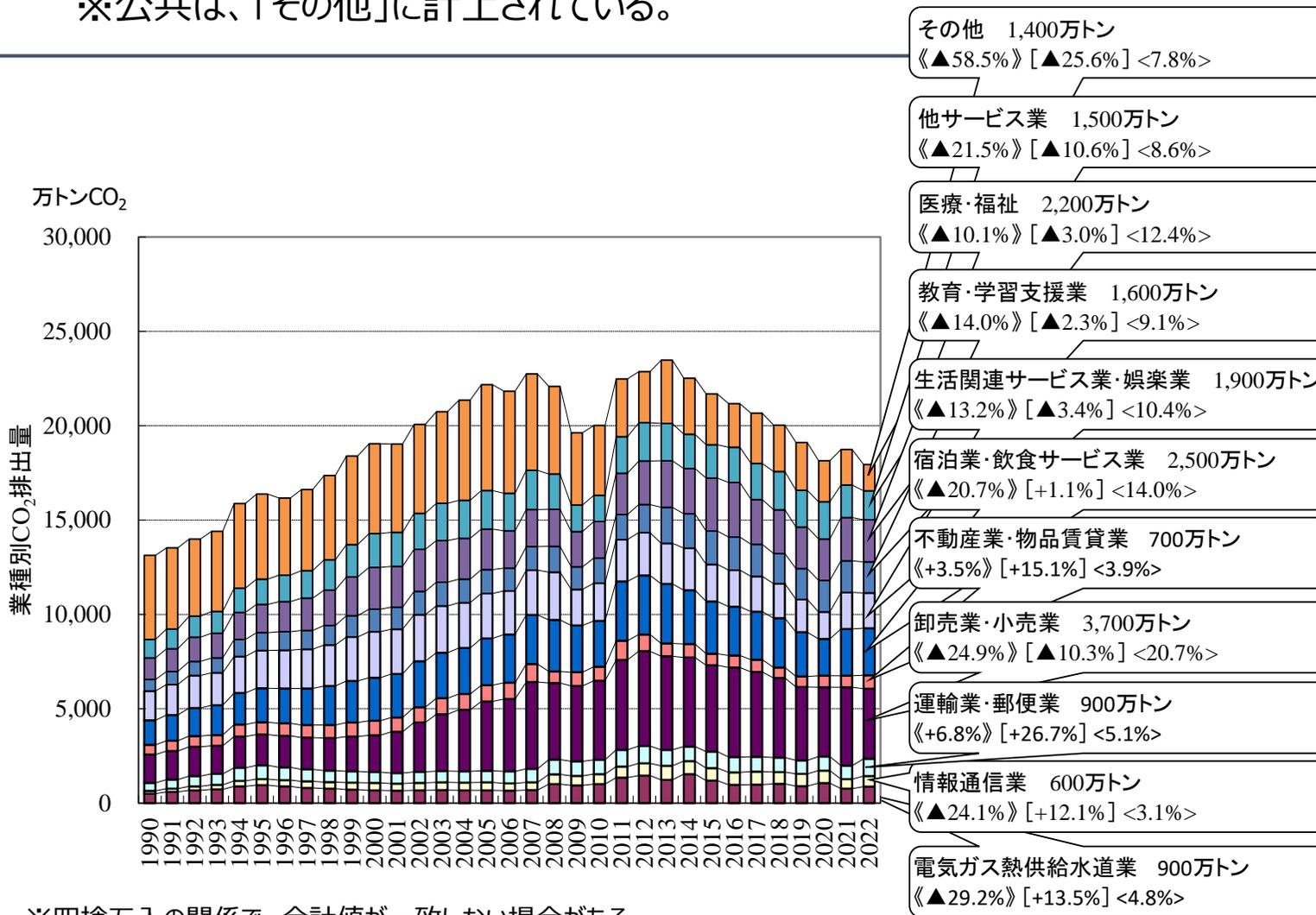
エネルギー起源CO2の部門別実績値（基準年度、最新年度）及び目標（2030年度）



出典：「地球温暖化対策計画（令和3年10月）」及び「日本の温室効果ガス排出量データ（1990~2022年度）（確報値）国立環境研究所」から作成。
 ※ グラフ内の削減率（%）は、基準年度の排出量に対する削減割合を示している。

業務その他部門の業種別CO₂排出量の推移

- 業務その他部門(総合エネルギー統計の業務他部門に該当)では、**事業所内での活動に伴うCO₂排出量**を計上。
 ※運輸業・郵便業のうち、実際の運送業務等で要するエネルギーは運輸部門での計上。
 ※公共は、「その他」に計上されている。



業務その他 1億7,900万トン
 《▲23.6%》[▲4.2%]

《▲51%》を目指していくためには、事業活動でエネルギー消費量を抑えていく必要大



建物の消費エネルギーを小さくする、ZEB化が重要

※四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合がある。

<出典> 温室効果ガスインベントリを基に作成

《2013年度比》[2021年度比] <全体に占める割合 (最新年度)>

2030年、2050年に目指すべき建築物の姿

地球温暖化対策計画等において、建築物分野の目指すべき姿とその対策の方向性を次のとおり示している。

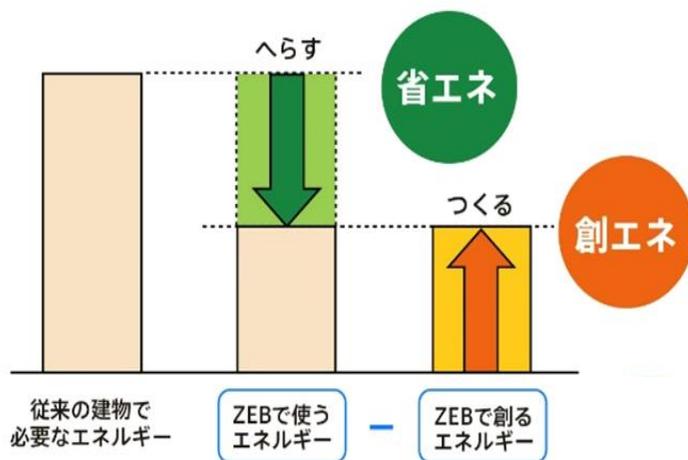
- 2030年以降新築される建築物についてZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていること
- 2050年にストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていること

■ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）とは

- 省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建築物のこと。
- ゼロエネルギーの達成状況に応じて4段階のZEBシリーズを定義。

■ 「ZEB基準の水準の省エネルギー性能（以下、ZEB水準の省エネ性能）」とは

- 年間の一次エネルギー消費量が、基準エネルギー消費量から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態をいう。（ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校・工場等：40%）



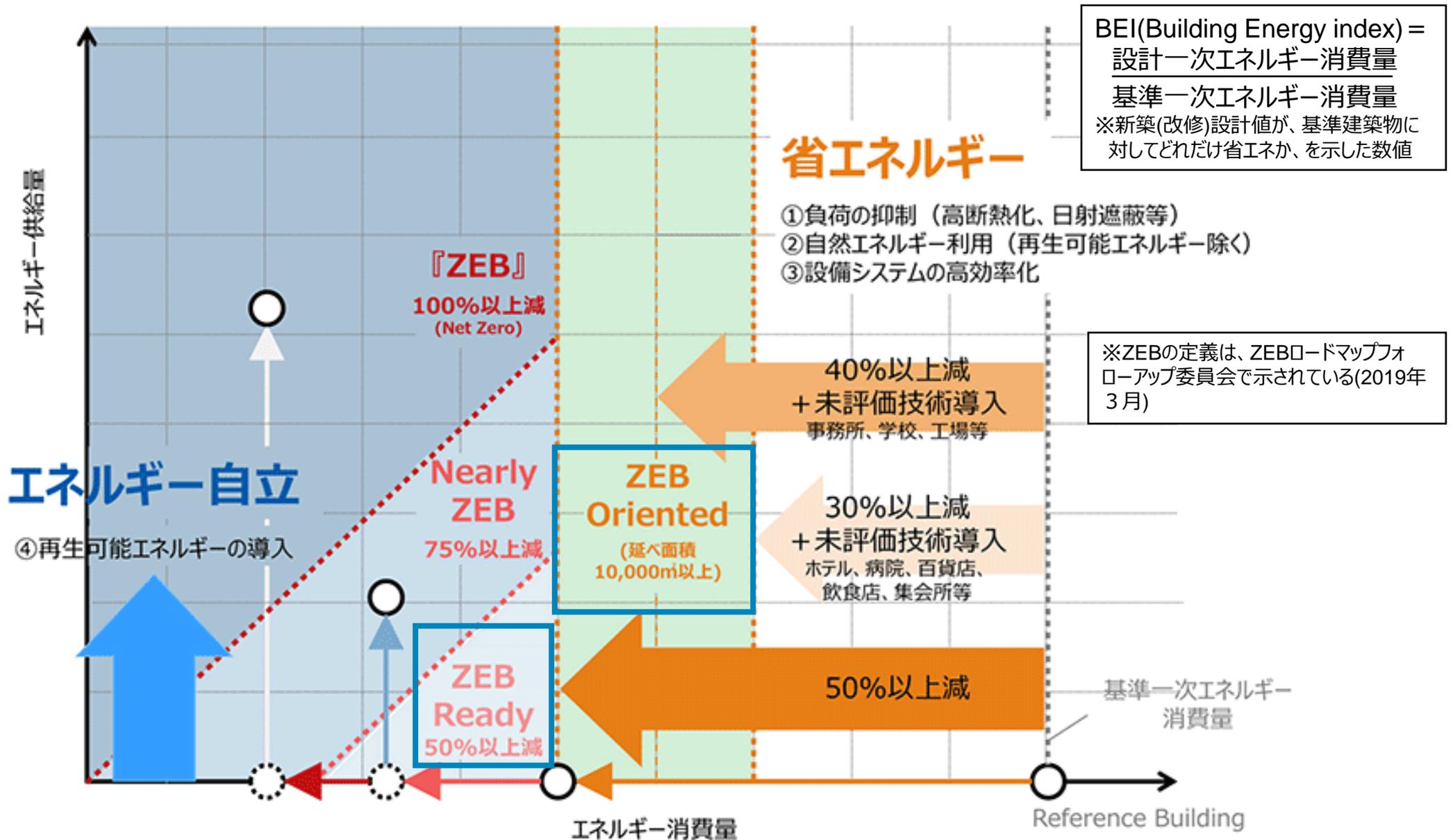
ZEBの概念図



省エネ技術と創エネ技術

ZEBの省エネ、創エネ度合とZEBランクの関係図

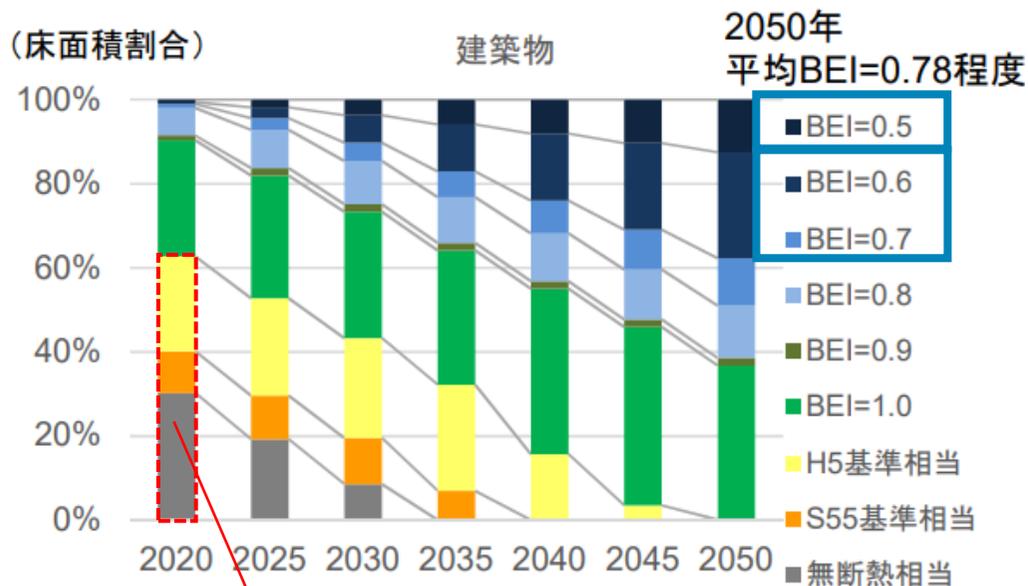
➤ 一次エネルギー消費量の削減率によって、ZEBの認証ランクが変化。(下図参照)



どの程度の省エネ性能が必要か

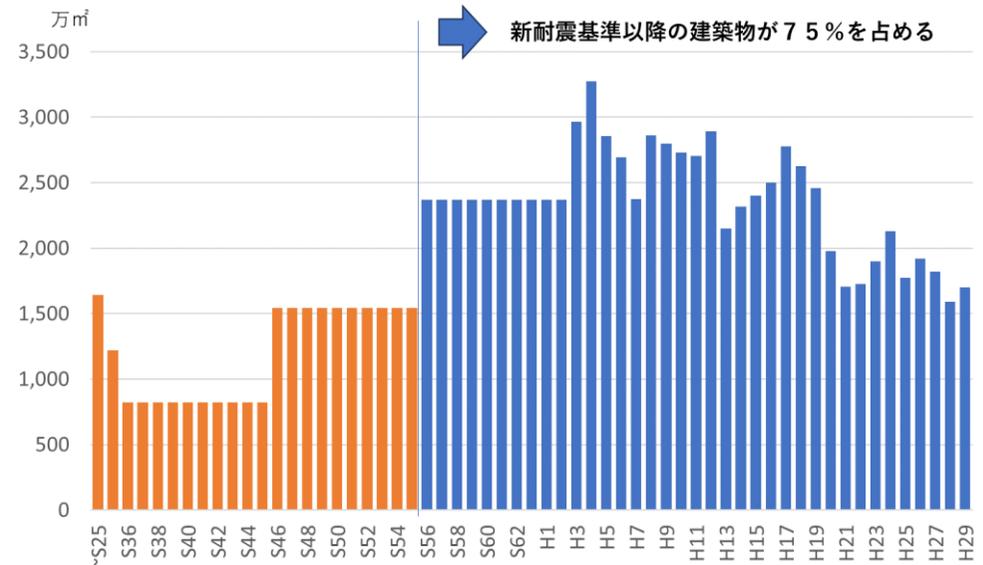
- 既存建築物のうち延床面積ベースで **6割以上が現行省エネ基準を満たしていない**。
- また、「**新耐震基準を満たしているストック**」が全体の**7割以上を占めて**おり、これらは**2050年まで継続して利用されることが見込まれる**ことから、目指すべき姿の達成に向けたこれらの早急な省エネ改修が必要。→ **新築・改修ともにZEB水準の省エネ性能を持つ建築物を増やしていく**

既存建築物における省エネ性能の分布



出典：脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会の参考資料
「住宅・建築物の新築・ストックの省エネ性能別構成割合（～2050）の試算」に環境省追記。

築年数別のストック分布



出典：建築物ストック統計の公表について（令和4年9月7日、国土交通省）より環境省作成。
※公共の非住宅建築物は含まれていない。「工場・倉庫」は除いている。
※S36年～S45年、S46～S55年、S56～H2年は当該期間に竣工した延床面積を均等割している。
※S25年以前及びS26～S35年は当該機関に竣工した延床面積の合計値。

公共部門におけるZEBの必要性まとめ

■ 事業所内でのCO2排出量を削減するため、建築物の省エネ改修・脱炭素化が非常に重要。

■ 更新費用が大きい設備は、**補助金があるうちに、省エネ化を進めていくことが重要**

※エネルギー対策特別会計による補助は、石油石炭税が財源であり、化石燃料消費量の低減が進み、**財源が減っていく見通し**。

※**法規制で義務化されれば、支援は限定的なものになる可能性大**。

(予算要求に向けた基本的事項・財政部門との折衝に向けて)

■ 地方債 (**補正予算債の活用も念頭・起債協議のタイミングに留意**)

・**脱炭素化推進事業債** (地方単独事業のみ可)

・**公共事業等債** (単独事業・補助事業どちらも可)

■ 公共施設等総合管理計画(個別施設計画含む)等との適合

・**公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針(R5.10.10改訂)には、『脱炭素化の推進方針について記載すること』と記載**

・今後いつまで使っていくか (2030年が一つの区切り) 、修繕・改修計画、更新計画

■ まちづくり(都市計画)との適合 (都市計画関連法との呼応)

■ 政府実行計画(**原則ZEB Oriented相当以上**、**2030年度までに新築平均でZEB Ready相当以上**)、全国知事会(R4.7 脱炭素・地球温暖化対策行動宣言：**ZEB Ready以上**)



【令和7年度要求額 10,000百万円 (4,719百万円)】

業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 2050年CN実現、そのための2030年度46%減 (2013年度比) の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (一部経済産業省連携事業)**
 - ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
 - ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
 - ③非住宅建築物ストックの省CO2改修調査支援事業
- LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (一部経済産業省、国土交通省連携事業)**
 - ①LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業
 - ②ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業
- 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業**
- 水インフラにおける脱炭素化推進事業 (農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)**
- CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業 (農林水産省連携事業)**
- 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業 (一部国土交通省連携事業)**
 - ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
 - ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業
- サステナブル倉庫モデル促進事業 (国土交通省連携事業)**

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (メニュー別スライドを参照) ・ 委託事業
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

施設の省CO2化と災害・熱中症対策/サステナブル倉庫普及





業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

②既存建築物のZEB化普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

ZEBの更なる普及拡大のため、新築/既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること等。

◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業等。

◆採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する事業等。

③非住宅建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

◆補助要件：ZEBプランナーの関与、BEIの算出、技術や設計手法、費用等のデータの提供・公開等。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (①②2/3~1/4 (上限3~5億円) ③1/2 (上限100万円))
- 補助対象 地方公共団体※1、民間事業者・団体等※2
- 実施期間 令和5年度~令和10年度

4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 対象外
2,000㎡~10,000㎡	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

※1 ①②について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。
 ※2 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。



LCCO2削減を重視した新築業務用施設のZEB化に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野においてZEB化を促進するにあたり、運用時の脱炭素化のみならず建築物のライフサイクルを通じて脱炭素化を目指す先導的な建築物への支援によって2050年のカーボンニュートラル実現をリードする。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリーの技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

① LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (経済産業省、国土交通省連携事業)

建築物の運用時及び建築時、廃棄時に発生するCO2 (ライフサイクルCO2: LCCO2) を削減し、かつ先導的な取組を行うZEB建築物の普及拡大のため、下記の要件を満たす建築物についてZEB化に資するシステム・設備機器等※1の導入を支援する。

- ◆補助要件: ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器及び再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業で、LCCO2の算出及び削減等を要件とし、付随する運用時の先導的な取組も採択時に評価する。

- ◆特に評価する先導的な取組: 災害に対するレジリエンス性の向上、自営線を介した余剰電力の融通、建材一体型太陽光電池の導入 等

- ◆優先採択: 以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

② ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

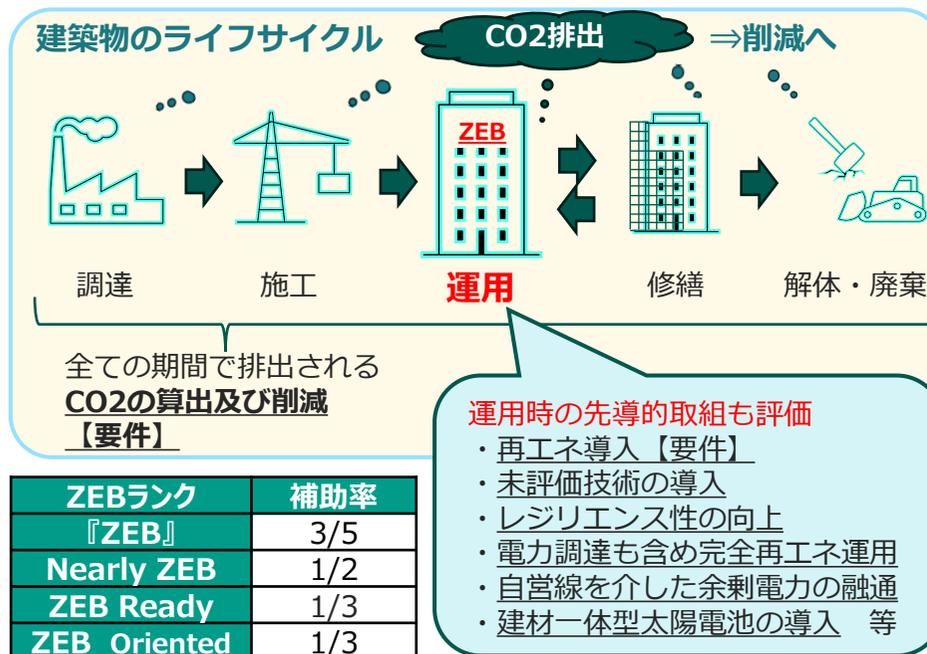
3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 (3/5~1/3 (上限5億円)) ②委託事業

- 委託先及び補助対象 地方公共団体※2、民間事業者・団体等※3

- 実施期間 ①令和6年度~令和10年度、②令和6年度~令和8年度

4. 事業イメージ



※1 EV等 (外部給電可能なものに限る) を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助 (上限あり)。

※2 ①について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※3 ①について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上については民間事業者・団体等は対象外。



【令和7年度要求額 26,613百万円 (令和5年度補正予算額11,100百万円)】
 ※3年間で総額34,373百万円の国庫債務負担

既存業務用施設の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ・ 建築物分野において、2050年の目指すべき姿 (ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能^{*}の確保) を達成するためには、CO2削減ポテンシャルが大きい既存建築物への対策が不可欠。
- ・ 外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と、事務所や教育施設などを含む建築物からの温室効果ガスの排出削減を共に実現し、更に健康性、快適性など、ウェルビーイング／くらしの質の向上を図る。

2. 事業内容

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

○主な要件：改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上削減されること (ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校等：40%)、BEMSによるエネルギー管理を行うこと 等

○主な対象設備：断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器 等

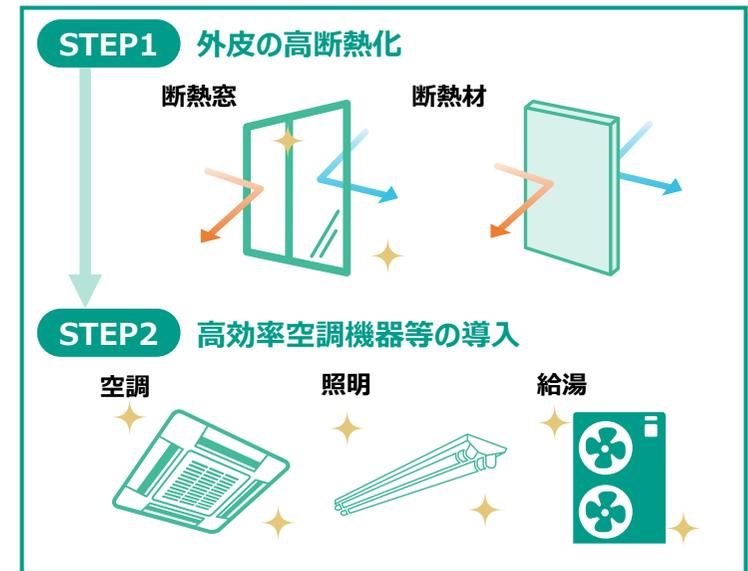
- ・ 設備によりトップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすものを対象とする。
- ・ 一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。

○補助額：改修内容に応じて定額 (補助率1/2～1/3相当) 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～

4. 補助事業のイメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



【令和7年度要求額 76,221百万円 (42,520百万円)】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

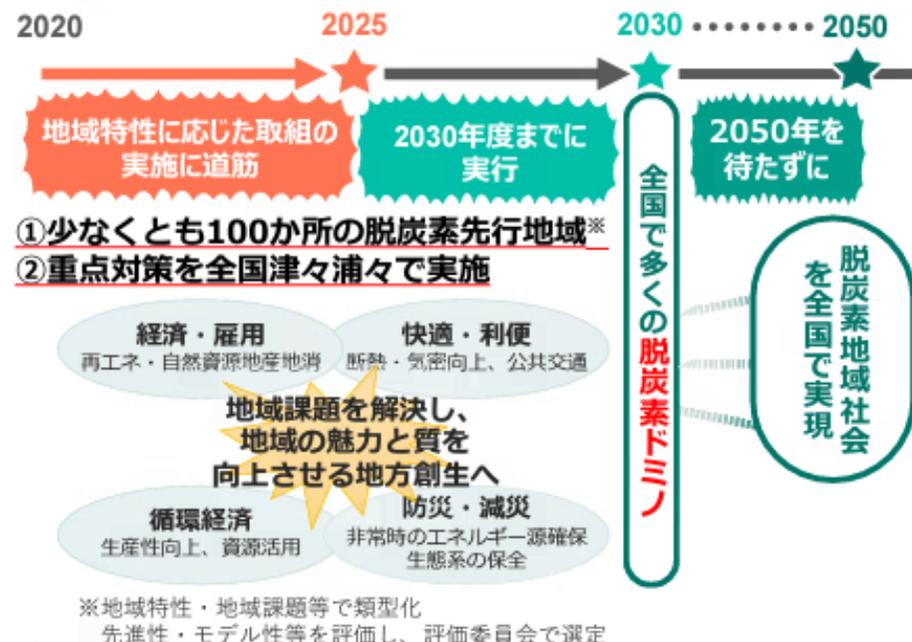
(3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

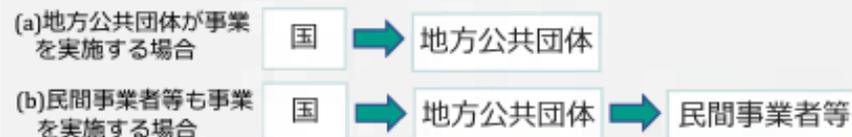
3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



<参考：(1) (2) 交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

- ZEBポータル([環境省「ZEB PORTAL - ネット・ゼロ・エネルギー・ビル \(ゼブ\) ポータル」](#))
 - ・ZEBの基礎知識等を記載
- エネ特ポータル([脱炭素化事業支援情報サイト \(エネ特ポータル\) | 環境省](#))
 - ・エネルギー対策特別会計関係の、省エネ関係補助金や、その実例(削減効果含む)を記載
- 省エネポータルサイト([ZEB \(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル\) - 各種支援制度 | 事業者向け省エネ関連情報 | 省エネポータルサイト](#))
 - ・ZEBの定義、ZEB・ZEH-M委員会の動きなどをとりまとめ
- 脱炭素ポータル([脱炭素ポータル | 環境省](#))
 - ・脱炭素に関する環境省に係る情報を総括的に記載

メニュー

エネ特ポータルでできること

活用事例やパンフレットを見られる

活用事例ページでは、補助事業の活用事例を掲載しています。パンフレットページでは、環境省のエネ特事業をPDFで閲覧することができます。

▶ [活用事例](#) | ▶ [資料・パンフレット](#)

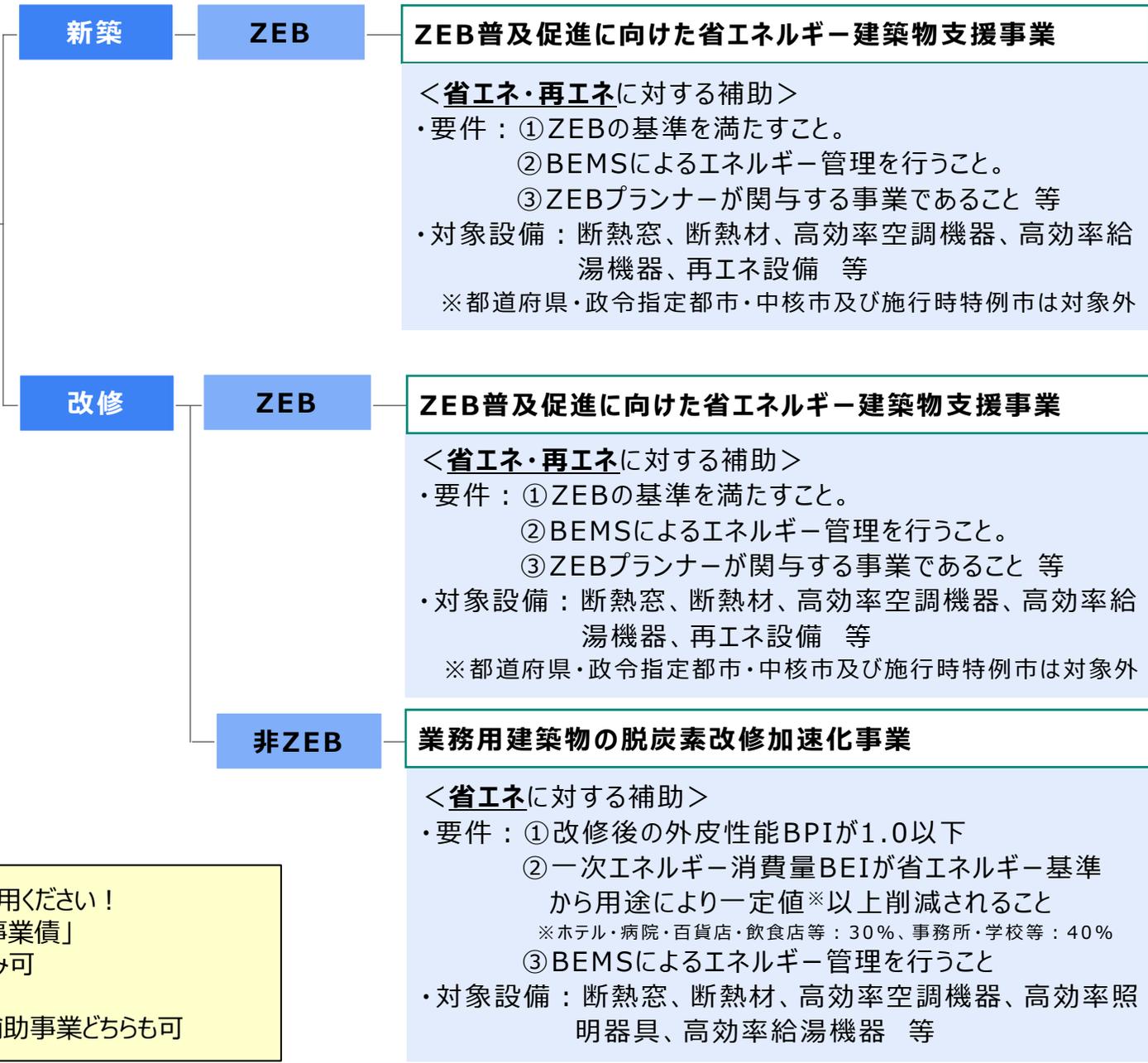


エネ特ポータルでは、活用事例や補助金申請の流れなどを紹介

関連補助事業について

補助事業のフローチャート

業務用建築物
(事務所(庁舎等)、学校、体育館、図書館、ホテル、病院等)



■ 地方債等もご活用ください！
 ・「脱炭素化推進事業債」
 →単独事業のみ可
 ・「公共事業等債」
 →単独事業・補助事業どちらも可

延べ面積	補助率等
	新築建築物
～2,000㎡	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3
2,000㎡～ 10,000㎡	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4
10,000㎡～	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4

延べ面積	補助率等
	既存建築物
～2,000㎡	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3
2,000㎡～ 10,000㎡	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡～	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

延べ面積	補助率等
	既存建築物
制限なし	定額または補助率 (1/2～1/3相当) 等

※要件については、今後変更される場合があります。

今なら!

ビルの省CO₂改修に補助金が出ます!



ビルの省CO₂改修を検討しませんか?



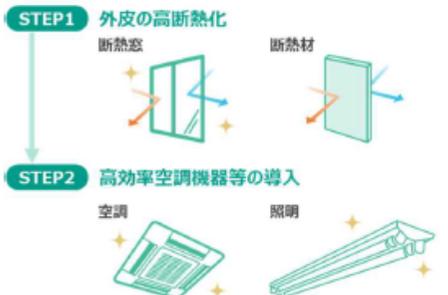
建築物改修の省CO₂ポテンシャル見える化事業では...

- 既存建築物の改修による省CO₂ポテンシャル（省エネ・創エネ）調査を支援
- 調査経費の1/2に対し補助 ※補助額最大100万円
- 申請期間：令和6年8月6日～10月21日 [詳細はこちら](#)

結果を踏まえて...

▼ 省エネ頑張ります!

脱炭素ビルリノベ事業

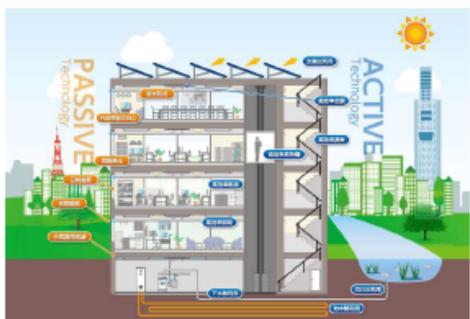


- 外皮改修・高効率機器導入費用の1/2～1/3相当の定額を補助
- ※ 改修後に一定の省エネ性能を確保する必要があります。

申請期間 | 令和6年3月29日～12月27日
 連絡先 | 環境共創イニシアチブ
[詳細はこちら](https://bl-renos.jp/) 

▼ 省エネも創エネも頑張ります!

既存建築物のZEB普及促進支援事業



- 外皮改修・高効率機器・創エネ導入費用の2/3を補助
- ※ 改修後にZEBになる必要があります。

申請期間 | 次回公募未定
 連絡先 | 静岡県環境資源協会
[詳細はこちら](https://siz-kankyoku.com/) 

環境省ZEB PORTALのご紹介

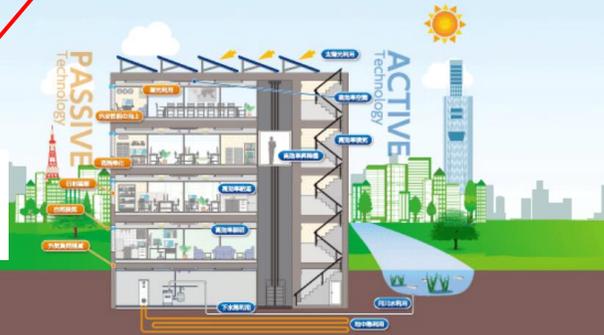
既存建築物のZEB化事例やZEBに関する基礎情報収集には環境省ZEBポータルをご活用ください!



ZEB PORTAL

ゼブ(ネット・ゼロ・エネルギービル)ポータル
ビルは“ゼロ・エネルギー”の時代へ

ZEB化の事例をご参照いただけます。



改修事例1 [特別養護老人ホーム瀬戸の里](#)
 社会福祉法人 五常会

特別養護老人施設として、快適性を維持しつつパッシブとアクティブの両技術を活かした増築・改修を実施

ZEBの分類 ZEB Ready

[▶ 詳細情報はこちら](#) [▶ コラムはこちら](#)



改修事例2 [白鷺電気工業株式会社 本社ビル](#)
 しらさぎホールディングス株式会社

熊本地震を機に震災復興の象徴となるビルとして、3つのコンセプト(災害に強いビル、ZEBの導入、働き方改革)に基づく改修を実施

ZEBの分類 Nearly ZEB

[▶ 詳細情報はこちら](#) [▶ コラムはこちら](#)



業務用建築物の脱炭素化支援について

建築物分野における2050年の目指す姿（ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保）の達成に向け、業務用建築物等のZEB化及び省CO2改修の普及拡大を促進する。

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業

【令和7年度要求額 10,000百万円（4,719百万円）】

(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業

1 事業の概要

新築及び既存建築物のZEB化に際し、エネルギー削減に資する様々な設備等の導入を支援する。

2 補助対象設備等

空調、断熱窓、断熱材、換気、給湯、再エネ設備、BEMS等

3 補助率

新築：『ZEB』1/2、Nearly ZEB 1/3、ZEB Ready及びZEB Oriented 1/4
既存：全てのZEBランクで2/3

※都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市の公共施設は対象外。
※延床面積で新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外であるほか、2,000㎡未満のZEB Readyは対象外。

4 主な補助要件

ZEB認証の取得 等

(2) LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業

1 事業の概要

新築建築物のZEB化に際し、運用時のみならず建築時及び廃棄時に発生するCO2（ライフサイクルCO2：LCCO2）を算出・削減するものに対し、エネルギー削減に資する様々な設備等の導入を支援する。

2 補助対象設備等

空調、断熱窓、断熱材、換気、給湯、再エネ設備、BEMS等

3 補助率

新築：『ZEB』3/5、Nearly ZEB 1/2、ZEB Ready 1/3（詳細は（1）の※と同様）

4 主な補助要件等

ZEB認証の取得、LCCO2の算出及び削減、再エネの導入
（災害に対するレジリエンス性の向上等の先導的な取組を採択時に評価。）

建築物のライフサイクル



業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（ビルリノベ事業）

【令和7年度要求額 26,613百万円（令和5年度補正予算額11,100百万円）】
※3年間で総額34,373百万円の国庫債務負担

1 事業の概要

既存建築物の省CO2改修に際し、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援する。（必ずしもZEBに到達しない場合であっても対象となる。）

2 補助対象設備等

空調、断熱窓、断熱材、照明、給湯、BEMS（ただし、高性能な設備に限る。）

3 補助率

改修内容に応じて定額（補助率1/2～1/3相当） 等

4 主な補助要件

改修後の外皮性能BPIが1.0以下であること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上※削減されること 等
※改修前のBPIが1.0以下の建築物は用途に応じ40%又は50%以上

補助事業のイメージ



(3) その他の支援メニュー

様々な用途の建築物等への設備導入支援を実施。

- 非住宅建築物ストックの省CO2改修調査支援事業
既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。（補助率 1/2（上限100万円））
- 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業
- サステナブル倉庫モデル促進事業
- 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業
- 水インフラにおける脱炭素化推進事業

脱炭素ビルリノベ事業

業務用建築物の脱炭素改修加速化事業

既存建築物のリニューアルをご検討のみなさまへ

設備費と工事費にかかる費用の

1/2~1/3 相当の定額を支援します

補助対象となる設備



断熱窓

ガラス交換、
内窓設置 等



断熱材

グラスウール、
硬質ウレタンフォーム 等



高効率空調

パッケージエアコン、
セントラル空調 等



制御機能付き
LED照明器具

LED照明器具、
制御装置 等



BEMS

エネルギー管理システム

公募
期間

2024年3月29日～2024年12月27日

交付決定額の合計が予算額に達した場合、公募期間内であっても交付申請の受付を終了します。

申請を受け付け、審査が終了次第、随時採択の決定を行います。

*既存建築物の環境性能によっては、いずれかの設備導入でも申請できます。

補助金活用の メリット

1

工事費も含んだ
定額補助の設定

設備費+工事費での補助額となっています。
さらに定額補助なので相見積もりも不要！

2

複数年で改修工事を
中断することなく対応可能

最大3年間での補助事業の実施が可能！

3

第三者認証^{*}を取得するため
テナントオーナーへの訴求あり

^{*} BELS認証

環境に配慮した建築物を求める
テナントや投資家は増加傾向！

補助対象 建築物

事務所



ホテル



病院



百貨店



学校



飲食店



図書館



体育館



映画館



など

^{*} 建築物省エネ法上の基準省令で定められた用途および対象用途の具体例に準じます。
詳細は、公募要領をご確認ください。

補助額

上限額

1事業あたり 10億円

下限額

1事業あたり 500万円

本補助金を活用して建築物を改修する場合のイメージ

6,000万円の改修費用

実質3,700万円の
改修費用

2,300万円^{*}の補助金

^{*}補助金額はあくまでも参考です。

設備費と工事費に係る費用の
1/2~1/3 相当の
定額補助

事業の詳細は
こちらより



